

“共に汗し、共に笑い、共に語ろう”

社会福祉法人童里夢は

1. 一人ひとりすべての人としての存在の尊厳の下に、誰もが生まれてきたことの甲斐があることを大切にします。
2. 個々の自由な自己実現を願い、共感と共生の社会を創りたいと考えます。
3. 障害者が社会の対等な構成員として、人権が尊重され、自己選択と自己決定ができ社会のあらゆる活動に参加・参画し、その一員としての責任を分担する社会づくりを行うことです。
4. 障害者の未来を明るいものにするために、広い視野と長期的な展望を持って事業経営にあたります。

<理念の4つの柱>

共同生活支援ばあとなあ 基本方針

誰かに決められたように生きるのではなく「自分で選んで自分で決める。」自己選択・自己決定など利用者一人ひとりの主体性を尊重し、支援者の手助けを得ることで、その人なりの「自立した生活」を営むことが出来るようにする支援を基本とする。

グループホーム利用者がグループホームを自分の一番安心できる「安らぎの場所」となるように、また利用者の夢や希望、気持ちを受け止めその夢が実現できる時に支援者として一緒に感動できるような場所づくり。

- (1) 利用者が家族と離れ地域で暮らしていくことに、本人ならびに家族が安心して暮らしていくように本人の生活を支援する。
- (2) プライベートと共同生活の二つの面を併せ持った環境での生活を提供する。
- (3) 自立を目指して計画を立て本人と集団の生活をサポートする。

以上のような基本方針を元にグループホームが第二の「家」になるように「暮らす」「楽しむ」「自分らしく過ごす」とともに集団で生活するので「自分の役割」「他者との関わり」の中で「協力」「助け合い」「ゆずりあい」「支えあう」を育んでいくことが出来るよう見守っていく。

1. 事業運営

- ・グループホームでは慣れ親しんだ地域や環境の中、信頼できる仲間との生活を可能な限り継続していくことを目指している。その中で利用者の方々も年齢を重ねるにつれ、日常生活においても支援度、介助度が増えてきている。実際、食事介助、入浴介助となると職員は1人に付きっきりとなり、他利用者へのアプローチが不十分になることもあった。支援体制の構築と共に高齢障害者への知識、介護技術のスキルアップが求められる。また、生活リズムやライフスタイルの変化など、支援体制や支援内容においても改善が求められる。利用者から新型コロナウイルス感染など体調不良の際は、急遽、家庭へ自宅療養を依頼することとなり、多大なご心配とご負担をかけることとなった。利用者も年齢を重ね医療機関への受診も多くなり、家族への通院対応の依頼、体調不良時の自宅帰省の依頼にも大きな負担がある。また、利用者家族も高齢な方も多くなり、家族自体の感染リスクが高かったり、家族自身の看病や通院が困難な家族も見受けられた。家庭状況に応じて、一部分では、グループホームで通院、看病の対応をすることができたが、将来的にはグループホームでは医療との関わりが多くなることも想像でき、現状の支援体制では不十分な部分が多いことを痛感した。日常の健康管理、通院対応、服薬管理、体調不良時への対応等、医療、看護体制についても看護師等の専門職の確保が必要だといえる。今後、将来を想定した本人、家族が安心できるサポート体制の検討

を進め、法人全体の支援体制と合わせ、中長期的に構築を進めていきたい。

- ・人材確保は福祉業界全体の課題となっている。世話人等、現場スタッフの固定化、高齢化が進んでおり、将来的には現状の人員のみでは事業継続も困難をきたすことが想像できる。法人童里夢では、「法人全体で支援体制を整える。」ことを目的として、法人内事業所から兼務勤務という形で人員を確保し、部署間の垣根を超え、支援が必要な場面に職員を配置する対応を進めている。童里夢、奏楽の日中事業所とも連携が進み、支援職員間の支援に対する共感から、一元的な支援体制を構築することができてきている。また、支援スタッフには、現状の支援技術のみならず、今後は医療、介護の技術も求められ、人材育成も急務だといえる。将来的なグループホームの事業継続の観点からも、法人内事業所の協力体制を継続しながら、人材確保と人材育成に力を入れていきたい。
- ・グループホームは地域に根差して生活していく場であり、地域とのつながりがなくては社会生活とは言えない。コロナ不安も減少し、地域のイベントや行事が再開することになり、今後も参加できる体制を整え、地域とのつながりを重視した取り組みを引き続き行っていく。また、今年度から義務化となる「地域連携推進会議」を実施し、ぱぁとなぁが地域社会の一員となれるよう努めていきたい。
- ・食事は利用者の方の楽しみであり、健康面においても重要な要素になる。今年度も引き続き、食事提供について童里夢との連携を深め、童里夢で導入した給食管理システムを活用し、童里夢厨房からの食事の提供を実施したい。食事内容も利用者の方の希望を受け入れつつ、昨年度より、嚥下が不安な方に対する特別食（ペースト食）など、利用者によって個別対応が必要な方への食事提供も童里夢と協力して進めていきたい。また、童里夢からの食事提供によって、グループホーム世話人が調理に携わっていた時間を短縮することにもつながり、利用者支援がより充実できるように業務の向上も進めたい。

2. 重点課題

1. 加齢に伴う支援及び健康管理について

利用者の方々の高齢化が進むにつれ、身体面、精神面ともに必要な支援が変化していく。支援度、介助度が高くなるに伴い、通常、各フローひとり仕事である職員体制の改善、通院を含む医療的ケア、夜間支援体制についても課題が顕在化されてきた。今後、事業所として、介護知識や技術、医療看護体制等、支援体制の強化が重要になってくる。必要な時に必要な支援ができるように即対応しつつも、将来を想定した本人、家族が安心できるサポート体制の検討を進め、法人全体の支援体制と合わせ、中長期的に構築を進めていきたい。

2. 虐待や不適切支援の防止強化

グループホーム業務は、通常、一人仕事が多く、職員は不安や悩み、ストレスを抱えることが多い。障害者虐待防止の更なる推進の義務化に伴い、法人として、虐待・ハラスメント防止員会で示す虐待防止への取り組みを軸に、防止委員会での検討結果を職員に周知徹底、虐待・権利擁護研修実施を計画的に行い、利用者主体、権利擁護の視点を持ち、サービスの質の向上を進める。また、身体拘束等の適正化も義務化に伴い、虐待同様、身体拘束適正化検討委員会を設置し、身体拘束の適正化のための指針を整備し、基準を明確にし、個別支援計画への明文化、記録化、定期検討を実施し、職員全体に周知徹底を図る。

- 1) 不適切支援の早期発見に努める。（自分や他職員の不適切と思われる支援に対し、職員間でお互いに共有するなど、スタッフ会議等で確認する機会を持つ。）
- 2) いつでも相談できる雰囲気を作る。（職員ひとりで抱え込まずに、何でも話せる現場づくり）
- 3) 虐待、不適切支援について各自の基準ではなく、全体の基準として理解を積み重ねられるように研修の機会を設ける。

3. 利用者サービスの拡充

1) 支援体制の強化

利用者の状況や体調により、利用者支援の内容は随時、更新される。グループホームでは複数の職員がホームの業務にあたるため、支援マニュアルの見直しが適時必要となる。また、ホームでは1フロワー（紬2階男子、紬1階女子、ひまわりハウス）のそれぞれ1人業務体制の関係から、職員同士が対面で共有する機会が少ないこともあり、業務連絡や支援内容の変更等は、連絡ツール（LINE、ケアズ・コネクト、Microsoft365等のグループウェア）を活用し、支援、業務の標準化を目指す。

利用者の身体面、精神面の変化により、支援度、介護度が増加することが考えられる。現状の職員体制の見直しをしつつ、食事、入浴など部分的に2人体制も検討し、支援の強化を図る。

利用者が感染症等、体調不良の際は、利用者本人の症状、周囲の状況（他利用者、職員）、また、家庭の状況等を踏まえ、家族との協議の上、グループホームでの療養（日中支援）も検討したい。

2) 余暇支援の充実

グループホーム内で楽しめる活動などを企画し、また出来ることを模索し利用者の余暇支援を充実させていく。昨年度から、休日活動（日、月）として、各世話人の尽力により、クッキング、家庭菜園、絵画、工作、絵本、youtubeを活用した体操などを実施した。今後もグループホーム全体での活動、各フロアーやグループでの活動、個別の活動を整理し、それぞれの希望に沿った活動を展開していき自己実現につながる支援を考えていきたい。

恒例の活動日（バーベキューやいちご狩り等）や日常では、家庭菜園をはじめ、野菜や花などの栽培、収穫を楽しめる活動は今後も定期的に継続していきたい。

3) 建物、設備整備

今年度、グループホーム紬は8年目、ひまわりハウスは20年目を迎えることになる。暮らしの場であるため、利用者にとって『安らぎ』『癒し』『安心・安全』の場であることを忘れず、常に環境整備を心掛ける。建物や居室等の補修、修繕とともに電化製品等の設備も経年劣化が見られる。点検と共に計画的な購入を進めていきたい。

3. 利用者支援

1. 個別支援計画

サービス等利用計画書との整合性、アセスメント、モニタリングを通して利用者ニーズ・課題・目標を明確にする。日中事業所（生活介護、就労継続B型）との連携も大切にし、生活全般に基づいた統一された支援を行う。感染症や体調不良など、日中グループホームで療養が必要な場合は、速やかに日中支援個別支援計画書を作成する。

事業 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
共同生活支援	P					C						E

凡例) P：個別支援計画作成 C：モニタリング E：評価
A：アセスメント（利用開始前）

基本的に個別支援計画で立てられた計画に従って日々の支援が行われ、グループホーム会議などで生活状況などの確認が行われ、支援の方針を話しあっていく。

2. 家族との連携・家族支援

利用者のライフサイクルを見通した生涯設計や家族・本人に対する支援方法についての相談を受け、安定した家庭生活が送れるよう支援・協力する。家庭の状況に応じて、個別に調整を行い、支援体制を整えよう努める。

その際、必要に応じて相談支援事業所、行政、関係福祉機関等との連絡・調整を行う。

1) 個人懇談・個人面談の実施：アセスメント・モニタリング

事業所への要望等、ご意見を伺う機会を設けることで、サービスの点検、改善に繋げることができる。

家庭訪問の実施（希望者）

家族面談／見学日の実施、設定（3月）

2) 行事の共同運営

事業所の大きな行事等に、家族の協力・参加を促し、計画・運営に参画して、いただくことで家族との協働意識を高める。

4. 保健衛生・給食

保健衛生・健康管理

定期健康診断の実施（童里夢、奏楽との共同）

1月：問診、検便、検尿、問診、胸部X線、血液検査

毎日・毎月の健康チェック（検温） 毎月1回の血圧・体重測定（看護師対応）

感染症対策：新型インフルエンザ、新型コロナウイルス マスク・消毒器機等、備品の整備

通院支援：定期通院、病気に応じて、家族と相談の上、グループホームでの生活状況の報告と共に通院支援を行う。

5. 地域交流事業

地域社会への参画は地域への障害への理解、地域福祉の増進に必要不可欠である。事業所を社会資源のひとつと位置づけ、事業所の持つ機能を地域への還元と地域福祉への貢献を目的とし、情報発信、情報の公開に努め、事業所の開放と社会化を推し進める。生活の基盤（ソフト・ハード面共）の整備を通して、地域社会との相互理解・協力から豊かな社会環境を構築していきたい。

1) 地域（校区）等行事への参加

石巻校区文化祭、石巻校区夏祭り、石巻校区体育大会等への参加など

2) 他施設・事業所、民間団体との交流

知的障害者福祉協会、東三河社会就労センター連絡協議会、とよはし総合相談支援センター、豊橋市手をつなぐ育成会等との連携協力

3) 各種諸団体との情報交換と連携による社会活動

定期的なボランティア、行事等のボランティアの募集・対応
ボランティアサークルとの交流・協力、他

4) 地域における公益的取り組み

地元石巻校区、石巻地区の対象者に必要なサービス、企画を提供する。
※広報・地域貢献委員会で企画、実施する。

5) 地域と連携した災害対策

非常災害対策が求められる通所系、施設系、居住系サービス事業者を対象に、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。
※広報・地域貢献委員会で企画、実施する。

- 6) 大学生・専門学校生の「社会福祉士相談援助実習」の受入
福祉関連の学生の実習受入を行う。(童里夢、奏楽と連携)
- 7) 事業所見学の受入
特別支援学校、関係機関等、事業所見学の対応を行う。
- 8) 地域連携推進会議（令和7年度から義務化）
目的：・利用者地域との関係づくり
・地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進
・施設等やサービスの透明性・質の確保
・利用者の権利擁護
事業所訪問 年1回以上 会議 年1回以上
構成員 利用者（必須）、利用者家族（必須）、地域の関係者（必須）
福祉に知見のある人（任意）、経営に知見のある人（任意）、市町村担当者（任意）

6. 人権擁護

法人第三者委員と連携して、苦情解決に留まらず、積極的に利用者の権利擁護の意識を高める。障害者の権利擁護、成年後見制度等に関する意識を高めるため、各種研修会、勉強会、講演会等へ積極的に参加する。事業所内の苦情解決の仕組みとして、満足度調査アンケートの実施、及び相談日を設定する。
※新型コロナウイルスの感染対策を施し、開催時期や内容は検討する。

7. 広報・啓発活動

- 1) 機関紙“どおりいむメッセージ”の配布・送付
※広報・地域貢献委員会の編集方針をもとに編集・発行する
定期刊行 年3回
- 2) 内部広報紙の発行
※広報・地域貢献委員会の編集方針をもとに編集・発行する
定期刊行 年4回
- 3) 法人ホームページ、SNSの活用 リアルタイムの情報発信／情報公開
Youtubeでの生産活動紹介動画公開

8. 環境整備

生活拠点とした特質を踏まえ環境整備には特別の配慮が欠かせない。「安心」「安全」「安らぎ」を重視し設備改善、修繕を計画的に実施する。

- 1) 計画的な建物管理 設備補修、及び修繕
給排水・衛生、空調設備を含めた全体点検／機器・備品類の点検
清掃の常時実施 大掃除の定期的実施：年3回
冷蔵庫、洗濯機、乾燥機、エアコン等の計画的な修繕、及び購入
- 2) 敷地内の除草
- 3) 各室、及び浴槽、トイレを常時、整理・整頓・清潔に保つこと
- 4) 公用車管理 車両清掃（内外）

9. 防災計画・安全管理

火災、地震等の非常災害に備えて、消火・避難・救出等に関し予め防災計画を定め、定期的に訓練を実施し万全の対策を講じる。

地震防災及び対応については「地震防災規定」に準拠する。

リスクマネジメント委員会の検討を通し、防災意識の向上、災害時対策、事業継続計画（BCP）の改善を進める。

1) 防災訓練・学習（毎月1回）

偶数月：防災、及び安全学習会 奇数月：防災訓練

総合防災訓練・引き取り訓練（1回／年）※童里夢、奏楽と合同

2) 利用者の安全学習

3) 防災・安全備品等の整備 非常食の保存・管理

4) 防災自主点検実施：毎月1回

10. 職員研修

支援者には、ソーシャルワーカーとしての資質・知識・技術を常に向上させることが求められている。専門的知識と技術をより深く習得することにより、利用者への支援が充実したものになり、事業所全体の提供するサービスの質を高めることができる。支援者一人ひとりの個性を尊重、活かしながらも事業所として統一、且つ一体的な支援の提供に努める。

経験の浅い職員に対しては、業務に必要な知識・技能・態度を「日常のOJT」、「意図的OJT」の実践を通して指導・育成を図る。

法人内研修については、研修・権利擁護委員会にて立案し計画的に実施する。

1) 事業所外研修 行政、県社協・福祉協会等の実施する研修への参加
他施設・事業所の活用

2) 事業所内研修 虐待防止研修 指定研修報告等
身体拘束検討委員会
法人全体研修（4回／年 6・9・12・3月）

3) 職域関連研修 指定研修及び職員希望により考慮

4) 自己啓発研修 指定研修及び職員希望により考慮、資格取得のバックアップ

11. 苦情解決・権利擁護・虐待防止

利用者支援、またサービスの質の向上を重点課題に捉える。

苦情解決規程に則り、ばあとなあが提供するサービスに関わる利用者等からの苦情を解決するための体制を整備する。利用者の権利を守り、ばあとなあが提供するサービスを適切に利用できるようにする。

研修・権利擁護委員会の活動を通しての啓もう活動（セルフチェック、研修、他）、事業所内に苦情ボックスを設置し、個別相談、及び家族相談日を設けることで利用者、及び家族の声を受け止め、迅速に対応できるしくみ、体制を整える。